

標題 : 争訟救援経過調書の提出について  
発信番号 : 自治労発2024第0741号  
発信日付 : 2024年6月18日  
宛先(団体) :  
宛先 : 各県本部委員長様  
送信者(団体) : 全日本自治団体労働組合  
送信者 : 中央執行委員長 石上 千博

連日の取り組みに敬意を表します。  
さて、争訟救援適用の承認を受けている案件を年度を越えて継続する場合は、定期大会で報告する必要があります(救援規程・第39条第2項)。そのため、関係県本部は、添付の争訟救援経過調書を提出していただけますようお願いいたします。  
また、争訟救援の適用を受けている案件が、2023年7月以降、終結している場合についても、経過調書の提出が必要ですので提出をお願いいたします。なお、「8. 経過調書継続の承認申請」に記載した通り、「経過調書」が提出されない場合、救援適用の終結として取り扱われますので、所定の手続きをお願いいたします。

## 記

1. 報告の対象となる争訟案件および県本部  
これまでに争訟救援適用の承認を受けている案件の内、①引き続き争訟を継続している案件、②2023年7月1日以降、新規に争訟救援の適用を承認されている案件を、年度(定期大会)を越えて継続する場合は、定期大会に報告する必要があります(救援規程・第39条第2項)。そのため、対象となる案件を擁している県本部は、争訟救援経過調書を提出して下さい。
2. 争訟救援適用承認後、一定期間審理が行われていない案件  
争訟救援適用承認後、一定期間審理が行われていない案件につきましては、県本部と関係者間で今後の取り扱いについて協議していただきますようお願いいたします。なお、協議内容や今後の見通しについて、自治労本部救援事務局(総合労働局)までご報告をお願いいたします。
3. 争訟が終結している場合  
2023年7月以降、2024年6月末までに争訟が終結している場合についても、争訟救援経過調書の提出が必要です。勝訴確定、敗訴確定、和解成立、訴えまたは申し立ての取下げ、その他の理由により争訟が終結している場合であっても、争訟救援経過調書を提出して下さい(すでに提出いただいている場合は再度の提出は不要です)。
4. 争訟救援経過調書  
添付の「争訟救援経過調書」を使用してご記入下さい。  
また、同じものを産別ネットワークの「ファイル管理」→「自治労本部作成資料」→「各種申請書・報告書」→「救援関係申請書」にも掲載しています。争訟救援経過調書は複写式ではありませんので、本部に書類を送付する場合は、必ずコピーし、コピーしたものを県本部で保管してください。
5. 「争訟救援経過調書」の記入方法  
①案件番号欄には、裁判所の事件番号又は人事委員会などの事案番号を入れて下さい。  
②争訟経過欄には、2023年7月1日から2024年6月30日までの間の公判、審理、審問、重要な団体交渉などの期日、回数を簡潔に記入し、判決、判定が出ている場合は内容の概要を記入して下さい。  
③争訟が終結している場合は、争訟経過に加えて、終結結果欄も記入し、判決書、判定書、和解協定書などのコピーを添付して下さい。  
④争訟救援経過調書の作成基準日は、2024年6月30日現在とします。
6. 同一事件でも争訟機関が別の場合  
争訟救援経過調書は、基本事件が同一(救援番号が同じ案件)であっても、争訟機関がいくつかに分かれている場合(例えば、人事委員会と地方裁判所の双方に係属中の場合など)は、それぞれ争訟機関別に調書を作って提出して下さい。
7. 提出期限・提出方法  
争訟救援経過調書は、7月12日(金)12:00までに下記キントーンよりご提出をお願いいたします。  
経過報告に掲載する為、締め切り日の厳守をお願いします。  
<https://jichiro.cybozu.com/k/1150/>

#### 8. 経過調書継続の承認申請

争訟救援経過調書の提出をもって、争訟救援の継続の承認申請として取り扱います。争訟救援経過調書が提出されない場合、また、中央執行委員会における承認を得られない場合は、当該の事件、事案について定期大会における争訟救援の継続の承認を得ることができません。その場合は、救援適用の終結として取り扱われ、救援資金の支出や弁護士の派遣ができなくなりますので、十分ご注意ください。

#### 9. その他

参考までに、昨年の定期大会において承認されました「争訟を年度を越えて継続する案件」を添付いたします。

\*ご不明な点がありましたら、総合労働局（上野・津田）までご連絡をお願いいたします。

添付ファイル：

06\_争訟救援経過調書.doc

【参考】争訟救援継続案件.docx